

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校給食課（学校給食における衛生指導担当業務に従事する者に限る。）	午前8時から午後2時15分まで（課長が指定する日は午前9時から午後3時45分まで）	午前10時30分から午前11時15分までの範囲内で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間（左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで）	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日法に規定する休日（前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）	を
-----------------------------------	---	---	--	---

「

学校給食課（学校給食における衛生指導担当業務に従事する者に限る。）	午前8時から午後2時15分まで（課長が指定する日は午前9時から午後3時45分まで）	午前10時30分から午前11時15分までの範囲内で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間（左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで）	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日法に規定する休日（前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌年の	に
-----------------------------------	---	---	--	---

				1月3日まで	
	2	午前8時15分 から正午まで(課 長が指定する日 は午前9時から 午後0時45分 まで)		の日(前2号に 掲げる日を除 く。)	

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。